

ひとり親福祉

社会的、経済的立場が弱く、また精神的にも不安定な状態におかれている母子家庭に対し、国及び地方自治体が必要な措置を行うため、昭和28年4月「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定され、母子福祉資金制度並びに母子相談員制度が設けられました。

その後、母子福祉行政の一層の充実を図るため、昭和39年7月前記法律を廃止し、「母子福祉法」が制定され、更に昭和57年4月に同法は「母子及び寡婦福祉法」に改定されました。

近年では、平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、母子自立支援員は母子・父子自立支援員となって、父子家庭への支援も拡充されました。

区では、同法に規定された基本理念である「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康的で文化的な生活が保障されるものとする。」の実現を図ることを目的とし、ひとり親家庭への総合的な支援体制を強化しています。

1. 母子・父子自立支援員	53
2. 母子及び父子福祉資金貸付	54
3. 母子家庭等自立支援給付金	57
4. ひとり親家庭等高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	57
5. ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	57
6. 母子生活支援施設	57
7. ひとり親家庭専門相談	59
8. 母子一体型ショートケア事業	59
9. 18歳未満の子どもを養育している世帯向け住み替え家賃助成	59
10. 安心住まい提供	59
11. 区営福祉住宅	60

1. 母子・父子自立支援員

子育て支援課

〔事業開始：昭和39年7月〕

子育て支援課では、母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活一般、就職、修業、児童の養育、就学児童についての相談を受けています。また、自立に必要なと

する母子及び父子福祉資金の貸付や、母子生活支援施設（母子家庭のみ）の入所相談に応じています。

【ひとり親家庭相談状況】

区分	生活一般	児童	生活援護		その他		合計	実人員	相談延件数
	住宅・医療・就職・家庭紛争・その他	養育・教育・非行・その他	母子及び父子福祉資金	児童扶養手当・生活保護・その他	母子生活支援施設・母子アパート	その他			
30	2,185(44)	1,044(30)	1,058(23)	618(12)	169(2)	0	5,074(111)	1,961	9,384(170)
元	2,002(20)	963(15)	543(25)	742(8)	202	0	4,452(68)	1,247	8,480(147)
2	1,599(17)	678(8)	505(8)	784(12)	222	0	3,788(45)	1,251	7,455(53)
3	1,627(14)	686(13)	500(9)	690(6)	221	0	3,724(42)	1,092	7,293(50)
4	1,770(25)	642(9)	579(13)	663(15)	272	0	3,926(62)	1,196	7,684(98)

(うち父子家庭相談数)

2. 母子及び父子福祉資金貸付 子育て支援課

ひとり親家庭を対象に、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸し付けを行っています。

【母子及び父子福祉資金の一覧】

(令和5年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額		据置期間	償還期限	利子
事業開始資金	母・父	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合	3,260,000円	貸付けの日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	原則、 連帯保証人を立てて 無利子
				4,890,000円			
事業継続資金	母・父	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金		1,630,000円	貸付けの日から 6か月	据置期間経過後 7年以内	
技能習得資金	母・父	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	知能技能を習得する期間中 (5年以内)	月額 68,000円	習得期間満了後 1年間	据置期間経過後 20年以内	
			自動車運転免許を習得する場合	460,000円			
医療介護資金	母・父又は 児童 (医療のみ)	医療又は介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金 (ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療	340,000円	医療又は介護を受ける期間満了後 6か月	据置期間経過後 5年以内	
			特別	480,000円			
			介護	500,000円			
生活資金	母・父	1. 技能取得期間中又は医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2. 母子・父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 3. 失業している期間中(ただし、離職した日から1年以内)の生活を維持するための必要な資金(失業貸付期間1年以内)	1の技能取得期間中	月額 141,000円	習得期間満了後 6か月	据置期間経過後 20年以内	
			1の医療介護期間中及び2,3の期間中	月額 108,000円	医療又は介護期間満了後 6か月	据置期間経過後 5年以内	
			生計中心者でない場合	72,000円	生活安定貸付期間満了後 6か月	据置期間経過後 8年以内	
			2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用	(12月相当) 1,296,000円	失業貸付期間満了後 6か月	据置期間経過後 5年以内	
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金		1,500,000円	貸付の日から 6か月	据置期間経過後 6年以内	
			災害、老朽等による増改築及び住宅建設、購入の場合	2,000,000円		据置期間経過後 7年以内	
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金		260,000円	貸付の日から 6か月	据置期間経過後 3年以内	
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際しに必要な資金		310,000円	貸付の日から 6か月	据置期間経過後 5年以内	

資金の種類	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額		据置期間	償還期限	利子
就職支度資金	母・父又は児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000円		貸付の日から一年間	据置期間経過後6年以内	無利子(児童分)
			通勤のために自動車を購入する場合	340,000円			
修業資金	児童・子	児童又は子が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	知能技能を習得する期間中(5年以内) (注)	月額68,000円	習得期間満了時1年間	据置期間経過後20年以内	無利子
			高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合	460,000円			
			(注) 従業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額				
就学支度資金	児童・子	児童が小学校・中学校に入学するために必要な資金(所得税非課税世帯の方)	小学校	64,300円	中学校卒業後6か月	据置期間経過後20年以内 専修学校(一般課程のみ) 据置期間経過後5年以内	無利子
			中学校	81,000円			
		児童又は子が高校、短大、大学、高専又は専修学校に入学するために必要な資金	専修学校(一般家庭)、公立の高等学校、専修学校(高等課程)	160,000円	貸付による修学終了後6か月		
			私立の高等学校、専修学校(高等課程)	420,000円			
			国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)	420,000円			
			私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)	590,000円			
			国公立の大学院	380,000円			
			私立の大学院	590,000円			
知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000円		習得期間満了時6か月				
修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校において修学するのに必要な資金	P56 修学資金の学校・学年別貸付限度額 参照		貸付による修学終了後6か月	据置期間経過後20年以内 据置期間経過後専修学校(一般課程のみ) 5年以内	無利子

1. 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。又、償還金を滞納した場合、督促や催告があるほか、連帯保証人への請求を行う。
2. 違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納められた当日までの日数を計算し、元利金につき年5%の違約金が徴収される。
3. 利 子：修業、就職支度(児童分)、修学、修学支度資金を除き、保証人を立てられない場合は1%。

【 修学資金の学校・学年別貸付限度額 】

(令和5年4月1日現在) (月額、単位：円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 中等教育学校(後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000		
		自宅外	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅	45,000	45,000	45,000		
		自宅外	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	78,000	78,000			
	私立	自宅	89,000	89,000			
		自宅外	126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅	67,500	67,500			
		自宅外	96,500	96,500			
	私立	自宅	93,500	93,500			
		自宅外	131,000	131,000			
大学	国公立	自宅	71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅	108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程相当		132,000	132,000			
	博士課程相当		183,000	183,000	183,000		
専修学校(一般課程)			52,500	52,500			

1. 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。
2. 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。
3. 継続貸付の場合は、貸付決定時の限度額が適用されます。
4. 児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円を超える場合は限度額が異なる場合があります。

【 母子及び父子福祉資金の貸付状況 】

年度	件数・金額	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	合計
30	件数(件)	0	0	45	1	0	0	0	2	0	1	15	64
	金額(千円)	0	0	30,038	544	0	0	0	336	0	260	3,920	35,098
元	件数(件)	0	0	39	1	0	0	0	0	0	2	7	49
	金額(千円)	0	0	25,658	272	0	0	0	0	0	520	1,973	28,423
2	件数(件)	0	0	36	0	0	0	0	0	0	1	7	44
	金額(千円)	0	0	17,857	0	0	0	0	0	0	260	1,823	19,940
3	件数(件)	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	5	25
	金額(千円)	0	0	9,715	0	0	0	0	0	0	0	1,320	11,035
4	件数(件)	0	0	17	0	0	0	0	0	0	2	5	24
	金額(千円)	0	0	7,274	0	0	0	0	0	0	520	1,543	9,337

3. 母子家庭等自立支援給付金 子育て支援課

〔事業開始：平成 17 年 4 月〕

児童扶養手当を受給している、または同様の所得水準にあるひとり親家庭の方に、就労支援のための給付金を支給します。

指定した職業能力開発のための講座を受講した場合に支

給される母子家庭等自立支援教育訓練給付金と、看護師などの資格を取得するために養成機関に 1 年以上修業する場合に支給される母子家庭等高等職業訓練促進費給付金があります。

【 母子家庭等自立支援給付金実績 】

事業名	年度	30	元	2	3	4
母子家庭等自立支援教育訓練給付金		4 人	3 人	3 人	2 人	0 人
母子家庭等高等職業訓練促進給付金		7	8	8	10	10

4. ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業 子育て支援課

〔事業開始：平成 27 年 9 月〕

ひとり親家庭の経済的自立と安定のための事業です。

児童扶養手当受給又は同等の所得水準の母または父および 20 歳未満の児童を対象に、高卒認定試験を受けるために必要な講座の費用を負担します。

①講座受講開始時に費用の 30%、②講座受講終了後に費用の 40% (①を含む)、試験に合格したのち (2 年以内) に費用総額の 60% (①②を含む、上限 25 万円) を支給します。

【 支給実績 】

年 度	30	元	2	3	4
	件	件	件	件	件
申請件数	0	0	1	0	0
支給件数	2	1	1	0	0

5. ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業 子育て支援課

〔事業開始：平成 28 年 7 月〕

ひとり親世帯及び生活困窮者の子どもに対し、学習面・生活面の支援を行うことで、学力向上、自己肯定感の助長・社会性の習得を促進していきます。教室型と個別訪問型の支援があります。

【 実施状況 】

年 度	30	元	2	3	4
	名	名	名	名	名
教室型	38	30	22	29	30
訪問型	17	19	19	17	22

6. 母子生活支援施設 子育て支援課

〔事業開始：昭和 40 年 4 月〕

母子生活支援施設は、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が生活上の様々な問題のため子どもの養育

が十分できない場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援する児童福祉施設です。

【 豊島区内の母子生活支援施設状況 】

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

施設名 (概要)	入所状況		入所時の世帯状況				
	世帯	人	世帯	世帯			
愛の家ファミリーホーム 〔定員世帯数〕 20 世帯	2 人世帯	13	26	死 亡	0	拘禁状態	0
	3 人世帯	2	6	離 別	3	未婚の母	13
	4 人世帯	1	4	別 居	0		
			計	〔16 世帯〕	〔36 人〕		

【母子生活支援施設・助産施設徴収金額表】

(令和2年7月1日改正)

階層 区分	定 義	徴収金額	
		母子生活 支援施設	助産施設
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯	0	0
C	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみ課税世帯	2,200	4,500
D1	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であってその特別区民税又は市町村民税所得割の区分が次の区分に該当する者	9,000円以下	3,300
D2-1		9,001円以上 19,000円以下	4,500
D2-2		19,001円以上 27,000円以下	
D3		27,001円以上 57,000円以下	6,700
D4		57,001円以上 93,000円以下	9,300
D5		93,001円以上 177,300円以下	14,500
D6		177,301円以上 258,100円以下	20,600
D7		258,101円以上 348,100円以下	27,100
D8		348,101円以上 456,100円以下	34,300
D9		456,101円以上 583,200円以下	42,500
D10		583,201円以上 704,000円以下	51,400
D11		704,001円以上 852,000円以下	61,200
D12		852,001円以上 1,044,000円以下	71,900
D13		1,044,001円以上 1,225,500円以下	83,300
D14		1,225,501円以上 1,426,500円以下	95,600
D15	1,426,501円以上	255,300	

注1 母子生活支援施設の基準額については、初日在籍保護世帯月額徴収金とする。

注2 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得額を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4項6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

注3 助産の実施が行われた妊産婦について、当該妊産婦が出産育児一時金を受給した場合、当該出産育児一時金の額に、B階層にあつては10%、C階層にあつては15%、D階層のうち特別区民税又は市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては、25%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金額に加えるものとする。

注4 この表中「当該年度分」とあるのは、4月から6月までの月分の費用の徴収については「前年度分」とする。

7. ひとり親家庭専門相談

子育て支援課

〔事業開始：平成12年4月〕

ひとり親家庭の抱えている様々な心の問題について、臨床心理士が専門的な立場から相談に応じ、問題解決の支援をします。母子生活支援施設「愛の家ファミリーホーム」において、実施しています。

【 専門相談状況 】

年 度	30	元	2	3	4
	件	件	件	件	件
相談件数	656	828	761	1,291	942

8. 母子一体型ショートケア事業

子育て支援課

〔事業開始：平成29年4月〕

見守りが必要な母子等が一時的に母子生活支援施設を利用し、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。

【 実施状況 】

年 度	30	元	2	3	4
	件	件	件	件	件
利用件数	12	9	5	9	8
	日	日	日	日	日
利用日数	111	154	80	121	88

9. 18歳未満の子どもを養育している世帯向け住み替え家賃助成

福祉総務課

〔事業開始：平成4年4月〕

区内の民間賃貸住宅に住む18歳未満の子どもを養育している方で、取り壊し等のため転居を求められたときや、主たる生計維持者と死別、離別により収入が著しく減少した方に基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

【 実施状況 】

年 度	30	元	2	3	4
	件	件	件	件	件
助成件数	18	21	19	17	14

- ① 転居前の住宅に引続き2年以上居住していること。
- ② 所得制限額を越えないこと。
- ③ 生活保護法による保護を受けていないこと。
- ④ 助成期間は5年間です。

※事前申請が必要です。

10. 安心住まい提供

都市整備部住宅課

〔事業開始：平成7年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮している18歳未満の子どものいるひとり親家庭の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。

居室利用料は、アパートの借り上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと
(月額所得214,000円以下)。

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【 安心住まい提供実績 】

(各年度末)

年 度	30	元	2	3	4
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯
入居者数	2	1	1	1	1

11. 区営福祉住宅

都市整備部住宅課

住宅に困っているひとり親世帯向けの住宅です。申し込みができる方は、次のとおりです。

- ① 区内に1年以上在住していること。
- ② 配偶者がいないこと。

- ③ 18歳未満の子どものみと世帯を構成していること。
- ④ 独立して日常生活を営めること。
- ⑤ 公営住宅の所得基準を超えないこと。
(月額所得 214,000 円以下)

【 福祉住宅の概要 】

名 称	所在地	建物・構造	開設年月日	住戸数
要町第二つつじ苑	要町 1-6-6	鉄筋コンクリート 地上5階建	平9.4.1	11